

伊万里市と学校法人永原学園との包括的地域連携に関する協定書

伊万里市（以下「甲」という。）と学校法人永原学園（以下「乙」という。）は、幅広い分野で連携し、及び協力するため、次のとおり包括的地域連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がそれぞれの資源を有効に活用し、緊密な連携を図りながら相互の発展を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、及び協力するものとする。

- (1) 子育て環境、教育の向上に関すること
- (2) SDGs (Sustainable Development Goals) の推進に関すること
- (3) 福祉、健康づくりの向上に関すること
- (4) 地域連携を通じた人材育成に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力が必要と認められる事項に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携事項の実施により、相手方から知り得た秘密事項等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方から承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する30日前までに、甲乙のいずれかからも特段の申出がないときは、有効期間が満了する日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 甲及び乙は、この協定による連携・協力を円滑に推進するため、定期的に協議の場を持つこととし、協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月22日

甲 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市

伊万里市長

深浦弘信



乙 佐賀市神園三丁目18番15号

学校法人永原学園

理事長

福元裕二

